

鳥取市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

#### 鳥取市条例第4号

##### 鳥取市事務分掌条例の一部を改正する条例

鳥取市事務分掌条例（昭和50年鳥取市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「総務部  
総務部 危機管理部  
を 企画推進部 に、「環境下水道部」を「下水道部」に  
企画推進部  
」 市民生活部  
」

改める。

第2条総務部の項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同項の次に次の1項を加える。

危機管理部

(1) 防災及び危機管理に関すること。

第2条企画推進部の項中第5号から第10号までを削り、第11号を第5号とし、第12号を第6号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 情報化の推進に関すること。

第2条企画推進部の項中第13号を削り、同項の次に次の1項を加える。

市民生活部

- (1) 地域の活性化に関すること。
- (2) 総合支所に関すること。
- (3) 市民活動の総括に関すること。
- (4) 交通安全対策に関すること。
- (5) 防犯に関すること。
- (6) 市政相談及び市民との対話に関すること。
- (7) 消費生活対策に関すること。
- (8) 住民基本台帳及び戸籍並びに印鑑登録に関すること。
- (9) 環境政策に関すること。
- (10) 環境衛生に関すること。
- (11) 廃棄物に関すること。
- (12) 自然保護に関すること。

第2条環境下水道部の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを削り、同項を同条下水道部の項とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(鳥取市防災会議条例の一部改正)

- 2 鳥取市防災会議条例（昭和38年鳥取市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「危機管理部」に改める。

(鳥取市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正)

- 3 鳥取市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年鳥取市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「鳥取市環境下水道部」を「鳥取市市民生活部」に改める。

(鳥取市下水道等事業運営審議会条例の一部改正)

- 4 鳥取市下水道等事業運営審議会条例(平成15年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境下水道部」を「下水道部」に改める。

(鳥取市国民保護協議会条例の一部改正)

- 5 鳥取市国民保護協議会条例(平成17年鳥取市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部」を「危機管理部」に改める。

(鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例の一部改正)

- 6 鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例(平成17年鳥取市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第13条中「企画推進部」を「市民生活部」に改める。

(鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正)

- 7 鳥取市市民自治推進委員会条例(平成20年鳥取市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画推進部」を「市民生活部」に改める。

(鳥取市環境審議会条例の一部改正)

- 8 鳥取市環境審議会条例(平成22年鳥取市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第8条中「環境下水道部」を「市民生活部」に改める。

(鳥取市消費者行政審議会条例の一部改正)

- 9 鳥取市消費者行政審議会条例(平成30年鳥取市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画推進部」を「市民生活部」に改める。